

(申請に関すること)

Q 1 申請書類はどこに提出すればよいですか。

A 1 申請書類の受付は、環境ネットワーク埼玉で行っています。以下の提出先に郵送してください。簡易書留やレターパックなど、申請者の責任により配達が確認できる方法で送付してください。

※提出先は埼玉県庁ではありません。埼玉県庁に送付されると、転送に時間がかかるため書類審査が遅くなります。

【提出先】環境ネットワーク埼玉

受付時間：9時30分～16時50分（土・日、祝日及び年末年始は閉館日）

所在地：〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎3階

電話番号：048-749-1217

Q 2 申請してから交付決定まで、どのくらい日数がかかりますか。

A 2 多くの申請をいただいており、審査に時間がかかっています。

申請書を受理してから交付決定までに1か月以上かかる場合もあります。書類に不備があった場合は、さらに時間がかかりますので、工事予定日まで余裕をもって申請をしていただくようお願いいたします。

Q 3 住民票や登記簿謄本などの添付書類はコピーでもよいですか。

A 3 コピーで構いません。ただし、コピーの場合は必ず最初から最後まで全てのページをコピーしてください。一部分のみコピーしたものは受付できませんので、ご注意ください。

Q 4 住民票や登記簿謄本などの証明書類に有効期限はありますか。

A 4 証明書類は、概ね3か月以内に取得したものをお出し下さい。

Q 5 契約書の契約日が4/1以前の日付ですが、補助金の申請はできますか。

A 5 契約書の契約日が前年度の日付であっても、工事に着手していなければ申請可能です。申請書の「3. 事業着手・完了予定日」には、実際の着手・完了予定日を記載してください。なお、補助金の交付決定前に工事に着手した場合、補助金が交付できませんのでご注意ください。

Q 6 4/1以前に契約をしたため、契約書の工事予定日が補助金の申請前の日付になっています。まだ、工事はしていませんが、補助金の申請はできますか。

A 6 契約書の工事予定日が補助金の申請日以前であっても、工事に着手していなければ申請可能です。申請書の「3. 事業着手・完了予定日」には、実際の着手・完了予定日を記載してください。なお、補助金の交付決定前に工事に着手した場合、補助金が交付できませんのでご注意ください。

(申請書の記入方法について)

Q 7 交付申請書の2ページ目「1. 建物種別等」に太陽電池モジュールの公称最大出力（合計）を記入する欄がありますが、太陽光パネルを設置してから数年経っているので、出力数がわかりません。未記入でもかまいませんか。

A 7 東京電力エナジーパートナー株（TEPCO）のホームページから確認できます。確認方法については、東京電力エナジーパートナー株（0120-122-580）へお問い合わせください。

<https://www.tepco.co.jp/ep/support/kenshin-web/howto/index-j.html>

Q 8 交付申請書の2ページ目「3. 事業着手・完了予定日」はどのように記入すればよいですか。

A 8 「着手予定日」は工事着工予定日を記入してください。

「完了予定日」は設置工事が完了し代金支払が完了する予定日を記入してください。ただし、リース事業の場合は、設備の設置工事の完了予定日、地中熱利用システムが設置された新築住宅を取得する場合は、当該住宅の引渡し予定日を記入してください。

なお、着手予定日にかかわらず、補助金の交付決定前に着工した場合は補助対象になりませんので御注意ください。

※本補助金では、電力会社との系統連携まで求めておりません。完了予定日は系統連系日ではなく、設備が設置され支払いが完了した日になりますので、ご注意ください。

Q 9 交付申請書の3ページ目「5. 設備の概要及び補助対象経費」はどのように書けばよいですか。

A 9 「ア 総契約額（税込）」の欄は、契約書の契約額（税込）を記入してください。
 「イ 内訳」の「契約額（税抜）」の欄は、設置する設備にかかる経費の合計金額（税抜）を記入してください。
 なお、対象となる経費は以下のとおりです。

【エネファーム】

経費の区分	費目	補助対象経費	補助対象外経費
設備費	本体設備費	燃料電池ユニット本体、貯湯ユニット本体	追加設備の費用やエネファームの設置工事に直接関係しない経費 ・ HEMS ・ 保証費、保険費用 ・ 申請手続代行費 ・ 一般管理費等
	附属設備費	貯湯槽分離型バックアップ給湯器、排気カバー、配管カバー、架台、モニター、コントローラー、ケーブル、配線部材等	
工事費	調査費・設計費	現地調査費、設計費	追加設備の費用や太陽熱利用システムの設置工事に直接関係しない経費 ・ 保証費、保険費用 ・ 申請手續代行費 ・ 一般管理費等
	設置工事費	設置工事(必要最小限の防水工事費を含む)、電気・配線工事、安全対策工事、その他付帯工事等	
	諸経費	機械運搬費、発生材処分費、現場管理費、製造事業者又は機器販売会社が行う燃料電池システム試運転に係る費用等	

※太陽光発電設備などと同時に設置する場合、工事費などは切り分けて、エネファームに係る部分のみを経費に算入する。

※値引き・割引きも、エネファームに係る部分を切り分けて適用する。

【太陽熱利用システム】

経費の区分	費目	補助対象経費	補助対象外経費
設備費	本体設備費	太陽熱利用システム本体（集熱器、蓄熱槽等）	追加設備の費用や太陽熱利用システムの設置工事に直接関係しない経費 ・ 保証費、保険費用 ・ 申請手續代行費 ・ 一般管理費等
	附属設備費	集熱配管、配管カバー、架台、モニター、コントローラー、ケーブル、配線部材等	
工事費	調査費・設計費	現地調査費、設計費	追加設備の費用や太陽熱利用システムの設置工事に直接関係しない経費 ・ 保証費、保険費用 ・ 申請手續代行費 ・ 一般管理費等
	設置工事費	設置工事（必要最小限の防水工事費を含む)、電気・配線工事、配管工事、安全対策工事、その他付帯工事等	
	諸経費	機械運搬費、発生材処分費、現場管理費等	

※太陽光発電設備などと同時に設置する場合、工事費などは切り分けて、太陽熱利用システムに係る部分のみを経費に算入する。

※値引き・割引きも、太陽熱利用システムに係る部分を切り分けて適用する。

【地中熱利用システム】

経費の区分	費目	補助対象経費	補助対象外経費
設備費	本体設備費	採熱用配管、ヒートポンプ	追加設備の費用や地中熱の設置工事に直接関係しない経費 ・保証費、保険費用 ・申請手続代行費 ・一般管理費 等
	附属設備費	冷暖房機器、給湯設備等	
工事費	調査費・設計費	現地調査費、設計費	追加設備の費用や地中熱の設置工事に直接関係しない経費 ・保証費、保険費用 ・申請手續代行費 ・一般管理費 等
	設置工事費	設置工事(必要最小限の防水工事費を含む)、掘削工事、打設工事、安全対策工事、その他付帯工事等	
	諸経費	機械運搬費、発生材処分費、現場管理費 等	

※太陽光発電設備などと同時に設置する場合、工事費などは切り分けて、地中熱利用システムに係る部分のみを経費に算入する。

※値引き・割引きも、地中熱に係る部分を切り分けて適用する。

【蓄電システム】

経費の区分	費目	補助対象経費	補助対象外経費
設備費	本体設備費	蓄電池本体	追加設備の費用や蓄電システムの設置工事に直接関係しない経費 ・HEMS ・保証費、保険費用 ・申請手續代行費 ・一般管理費 等
	附属設備費	パワーコンディショナー、コンバータ、特定負荷分電盤等、架台、モニター、コントローラー、ケーブル、配線部材等	
工事費	調査費・設計費	現地調査費、設計費	追加設備の費用や蓄電システムの設置工事に直接関係しない経費 ・HEMS ・保証費、保険費用 ・申請手續代行費 ・一般管理費 等
	設置工事費	設置工事(必要最小限の防水工事費を含む)、電気・配線工事、安全対策工事、その他付帯工事等	
	諸経費	機械運搬費、発生材処分費、現場管理費 等	

※太陽光発電設備などと同時に設置する場合、工事費などは切り分けて、蓄電システムに係る部分のみを経費に算入する。

※値引き・割引きも、蓄電池に係る部分を切り分けて適用する。

【V2H】

経費の区分	費目	補助対象経費	補助対象外経費
設備費	本体設備費	V2H本体	追加設備の費用や蓄電システムの設置工事に直接関係しない経費 ・HEMS ・保証費、保険費用 ・申請手續代行費 ・一般管理費 等
	附属設備費	外付けパワーコンディショナー、架台、配線部材等	
工事費	調査費・設計費	現地調査費、設計費	追加設備の費用や蓄電システムの設置工事に直接関係しない経費 ・HEMS ・保証費、保険費用 ・申請手續代行費 ・一般管理費 等
	設置工事費	設置工事(必要最小限の防水工事費を含む)、電気・配線工事、安全対策工事、その他付帯工事等	
	諸経費	機械運搬費、発生材処分費、現場管理費 等	

※太陽光発電設備などと同時に設置する場合、工事費などは切り分けて、V2Hに係る部分のみを経費に算入する。

※値引き・割引きも、V2Hに係る部分を切り分けて適用する。

【高断熱窓】

経費の区分	費目	補助対象経費	補助対象外経費
設備費	本体	高断熱窓	高断熱窓の設置に直接関係しない工事に係る経費（本事業の目的の範囲を超えて過剰な仕様であるとみなされるもの、または補助対象事業以外において使用することを目的としたものに要する経費） ・網戸、雨戸等の窓付属部材費 ・オプションで取り付けたもの (電子キー、高価なドアハンドル等)
	附属設備費	内窓取付けに必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等	
工事費	調査費・設計費	現地調査費、設計費	窓の設置工事に直接関係しない経費 ・保証費、保険費用 ・申請手続代行費 ・一般管理費 等
	設置工事費	窓・ガラス取付費、仮設足場費、養生費、既存建具解体・撤去費、廃材処分費、清掃費、美装費、搬入費等	
	諸経費	機械運搬費、発生材処分費、現場管理費 等	

※シャッター付き、網戸等の経費込みの場合は、切り分けて経費を計上

※値引き・割引きも、同様に切り分けて適用

Q 1 0 高断熱窓の申請をする場合、交付申請書の3ページ目「6. 補助金交付申請額」はどのように計算すればよいですか。

A 1 0 補助対象経費÷5をした金額（1万円未満切り捨て）と10万円を比較して、いずれか低い額が補助金交付申請額となります。
(補助対象経費の算出方法についてはQ 1 3 参照)

【例】補助対象経費が47万5千円の場合

$$47万5千円 \div 5 = 9万5千円$$

$$9万5千円の1万円未満切り捨て = 9万円$$

9万円と10万円を比較していずれか低い額=9万円・・補助金交付申請額

(申請の要件に関するここと)

Q 1 1 集合住宅のオーナーで、集合住宅の一部分に居住しています。自分の居住部分に設備を導入して使用する場合、補助金の申請はできますか。

A 1 1 本補助金の対象となりますので、申請できます。

Q 1 2 宗教施設ですが、補助金の申請はできますか。

A 1 2 本補助金は個人向け住宅の補助金ですので、宗教団体は補助対象外です。

Q 1 3 国や市町村の補助制度と併用できますか。

A 1 3 高断熱窓については、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金との併用はできません。

それ以外の場合、併用は可能ですが、国や市町村の補助金を受ける場合は、対象設備にかかる契約額（税抜）から国や市町村の補助金額を引いた額が補助対象経費となります。

なお、申請書の【誓約事項】では、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付を受けておらず、今後受ける予定もないことを誓約してください。

Q 1 4 高断熱窓の要件として、「少なくとも1つの居室において、外気に接する全ての窓の改修工事を行うもの。」とありますが、「居室」とは何ですか？

A 1 4 居室とは、居住、作業、娯楽等の目的のために継続的に使用する壁、ドアなどで仕切られた空間をいいます。

例えば、リビング、ダイニング、寝室、子供部屋などが居室となります。

居室ではないものは、玄関、廊下、階段、トイレ、洗面所、浴室などです。

なお、カーテンやロールスクリーンなどの簡易的な仕切りは居室を区切る仕切りとは認められません。

(その他)

Q 1 5 申請書を提出しましたが、工事をしないことになりました。どのような手続きが必要ですか。

A 1 5

(交付決定前の場合)

申請の取下げが必要です。ひな形を参考に申請取下書を作成し、環境ネットワーク埼玉に提出してください。

(交付決定後の場合)

「住宅における省エネ・再エネ設備導入支援事業（変更・中止・廃止）申請書」（様式第4号）を提出してください。

Q 1 6 実績報告書に添付する書類が発行されず、期日までに提出ができないのですが、どうすればよいですか。

A 1 6 書類が用意でき次第、期日までに提出できなかつた理由を添えて、速やかに提出してください。理由書はひな形を参考に作成してください。

【ひな形】

申 請 取 下 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(申請者)

住所

氏名

電話番号

令和 年 月 日付けの住宅における省エネ・再エネ設備導入支援事業補助金申請を取り下げます。

取下理由 :

(契約事業者)

所在地

会社名

担当者名

責任者名

連絡先

【ひな形】

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

理由書

理由：（実績報告書の提出が提出時期を過ぎた理由を具体的にご記載ください。）

(申請者本人が提出する場合)

氏名

(契約事業者が代理提出する場合)

会社名

担当者名

担当者連絡先

責任者名

責任者連絡先